

令和 5 年度

小郡市水防計画

小 郡 市

【令和 5 年 5 月改訂】

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 水防の責任	1
第3節 水防計画の概要	1
第4節 水防事務の処理	1
第5節 水防計画の策定、変更	1
第2章 水防組織	2
第1節 水防組織の構成	2
第2節 水防本部員の召集	2
第3節 小郡市水防対策準備室の設置	4
第4節 小郡市水防警戒本部の設置	4
第5節 小郡市水防本部の設置	6
第6節 避難所の開設	7
第3章 水防活動	15
第1節 河川等の巡視及び報告	15
第2節 水防警報等の発令	15
第3節 水防信号及び水防標識	18
第4節 避難情報等の発令	19
第5節 市内協力団体との連携	20
第6節 水位の確認及び雨量の通報	20
第7節 水防活動報告	21
第8節 公共施設の被害状況報告	21
第4章 水防資機材等	22
第1節 水防倉庫及び水防資機材	22
第2節 水防資機材の調達	22
第5章 水防訓練	22
第1節 水防訓練の実施	22
別 紙	
1 指定避難所一覧	23
2 災害危険箇所一覧	24
3 重要水防箇所	26
4 水防班員の水防受け持ち区域	27

5	水防活動実施報告書	28
6	水防資機材等の備蓄状況	29
7	災害時における物資供給の協力に関する協定の締結先	31
資料		
1-1	水害時の水防対策に関する基本協定書 【小郡市環境保全協議会】	33
1-2	土砂集積場等一覧	35
1-3	水防連絡系統図	36
2-1	水害時の水防対策に関する基本協定書 【(一社)小郡市建設業協会、(有)田中商会】	37
2-2	土砂集積場等一覧	39
2-3	建設業協会水防連絡系統図	40
3	小郡市区長会名簿	41
4	自主防災組織代表者名簿	42
5	水門樋門等の管理	43
6	ため池管理者一覧表	43

第1章 総 則

第1節 目 的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条の規定に基づき、市内における河川・湖沼又はため池の洪水等の水害に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防の責任

1. 市の水防責任（法第3条）

市は、指定管理団体としてその区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2. 県の水防責任（法第3条の6）

県は、県内における指定管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第3節 水防計画の概要

この水防計画は、市内の河川等における水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送等、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、その他関係機関における協力、応援並びに水防に必要な資機材及び施設の整備等の実施要領を示したものである。

第4節 水防事務の処理

指定管理団体の水防管理者は、洪水等に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として、法第16条による水防警報の通知を受けた時から洪水等による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第5節 水防計画の策定、変更

指定管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

指定管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、防災会議に諮らなければならない。

指定管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく県知事に届け出なければならない。

県水防本部	県水防地方本部	指定管理団体	水防管理者	水防団
福岡県	久留米県土整備事務所	小郡市	小郡市長	小郡市消防団

第2章 水防組織

第1節 水防組織の構成

指定管理団体は、水防事務の円滑な執行を図るため、県水防本部、県水防地方本部等の関係機関との正確かつ迅速な連携を行い、的確な水防活動の実施に資するものとし、水防に関する連絡系統は次頁のとおりとする。

また、水災の発生の際には、常勤体制から非常配置体制への迅速な移行を行うとともに、水防事態に即応した円滑かつ的確な水防活動を確保するため、小郡市水防本部の非常配置体制を、水防対策準備室、水防警戒本部、水防本部の三段階（以下「水防本部等」という。）に分けて配備する。

第2節 水防本部員の召集

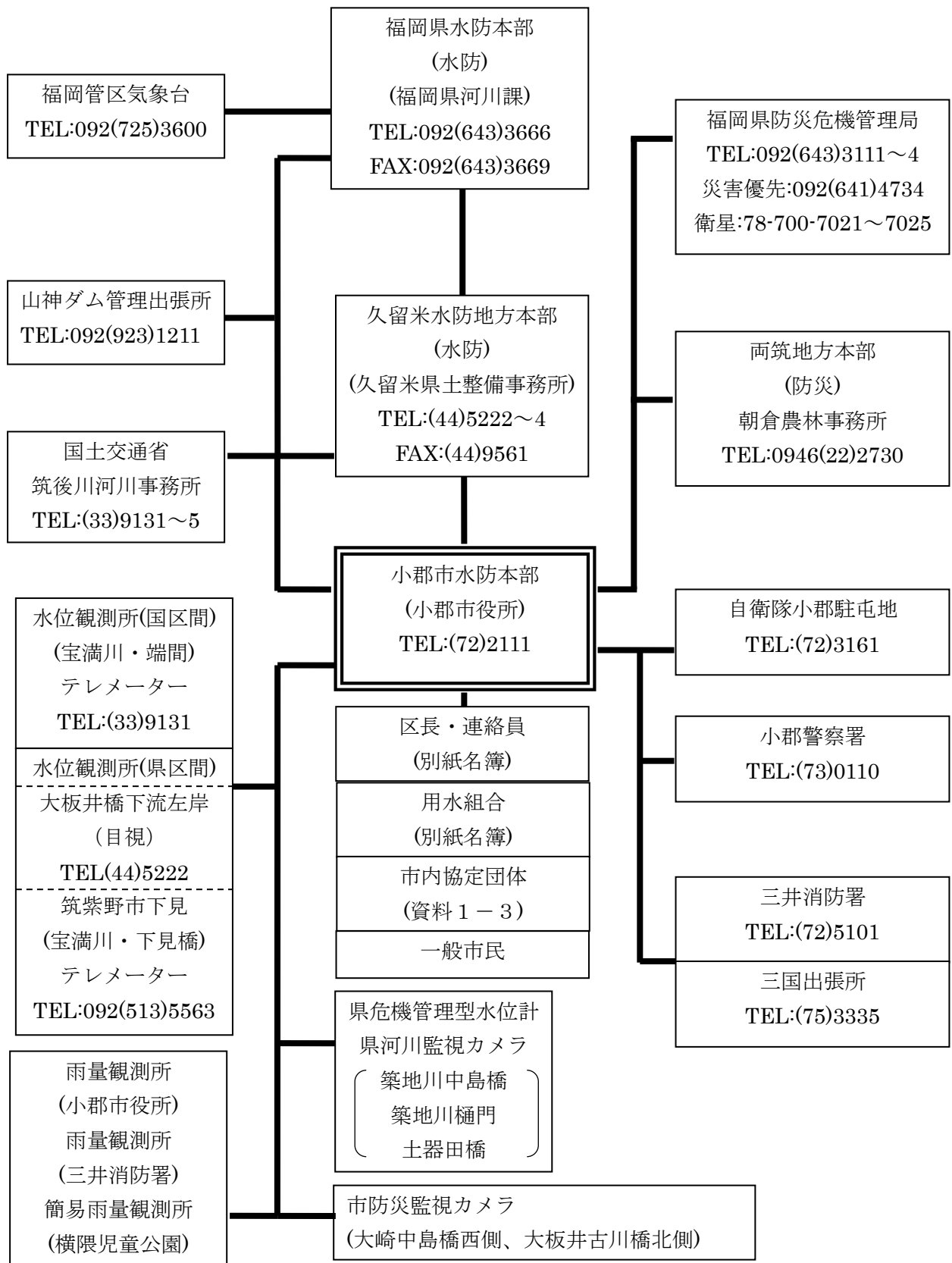
指定管理団体の水防管理者は、次の事態が生じた場合には、速やかに水防本部員を召集し、非常配置体制につかせることとする。なお、水防本部員の召集は、電話・無線・口頭等による連絡、防災メールの配信等をもって行う。

- （１）指定管理団体の水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき
- （２）市内の河川等において治水上の危険が生じたとき
- （３）その他、県水防本部及び県水防地方本部等から指示があったとき

○水防本部員の順守事項

- （１）水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、非常配置体制が発令されれば直ちに出勤できるよう備えるものとする。
- （２）水防本部員は、非常配置体制発令後はできる限り外出を避け、自宅にて待機するとともに、常に居場所を明らかにしておくものとする。
- （３）水防本部員の非常配置体制における勤務時間は、交代者と引継ぎを完了するまでとする。
- （４）水防活動に従事する場合は、安全を確保して活動を行うこととする。

水防に関する連絡系統図



第3節 小郡市水防対策準備室の設置

防災安全課長は、気象情報や河川の状況等により、水災への準備が必要であると認めたときは、水防対策準備室（以下「準備室」という。）を設置する。

防災安全課長は、準備室設置後、直ちに三井消防署、小郡警察署及び陸上自衛隊小郡駐屯地に準備室の設置を連絡しなければならない。

1. 配備基準

（１）降雨時、梅雨期等に小郡市において大雨警報又は洪水警報が発表されたとき、若しくは台風接近時に小郡市が暴風域に入る可能性があるときで、防災安全課長が特に必要と認めるとき。

（２）宝満川（端間）又は宝満川（下見橋）の水位が、水防団待機水位に達するおそれがあるときで、防災安全課長が特に必要と認めるとき。

2. 設置場所

準備室は、経営政策部防災安全課防災係に置く。

3. 配備体制

名称	責任者	部 課 係 名
水防対策準備室	防災安全課長	防災安全課防災係

4. 事務分掌

水防対策準備室	気象予報・警報等及び河川状況等に関する情報収集を行うとともに、出水あるいは水位の上昇等に応じて直ちに水防活動を開始できるよう待機し、緊急事態に備えるものとする。
---------	--

5. 準備室の廃止

防災安全課長は、本計画に基づく小郡市水防警戒本部が設置されたとき、災害による危険が除去されたとき、又は、事態が終息したと認められるときは、準備室を廃止する。

第4節 小郡市水防警戒本部の設置（災害警戒本部第1配備）

経営政策部長は、警戒活動の必要があると認める場合は、市長の承認を得て必要な水防本部員を召集し、水防警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

経営政策部長は、警戒本部設置後、直ちに三井消防署、小郡警察署及び陸上自衛隊小郡駐屯地に警戒本部の設置を連絡しなければならない。

1. 配備基準

（１）降雨時、梅雨期等に小郡市において大雨警報又は洪水警報が発表されたとき、若しくは台風接近時に小郡市が暴風域に入る可能性が高く、

被害が発生するおそれがあるときで、経営政策部長が特に必要と認めるとき。

(2) 宝満川（端間）又は宝満川（下見橋）の水位が、水防団待機水位を突破し、氾濫注意水位に達するおそれがあるときで、経営政策部長が特に必要と認めるとき。

2. 設置場所

警戒本部は、経営政策部防災安全課に置く。

3. 配備体制

警戒本部は、小郡市地域防災計画に定める災害警戒本部（第1配備）の体制とする。警戒本部は、経営政策部長を本部長とし、水防警戒本部会議、事務局及び現地活動員を配置する。

【水防警戒本部会議】

本部長	経営政策部長
各対策班長	環境経済部長、都市建設部長、市民福祉部長、子ども・健康部長、教育部長、消防団副団長
本部事務局	防災安全課長

【第一配備】配備要員数等は、班長の裁量で弾力的に運用

班 名	班 長	当初の配備対象課長	配備要員数
本部対策班	経営政策部長（本部長）	防災安全課長（本部事務局）、総務広報課長、財政課長、人事法制課長	20 名程度
環境経済班	環境経済部長	生活環境課長、農業振興課長	6 名程度
都市建設班	都市建設部長	都市整備課長、下水道課長	29 名程度
市民福祉班	市民福祉部長	福祉課長、長寿支援課長、コミュニティ推進課長	6 名程度
子ども・健康班	子ども・健康部長	保育所・幼稚園課長	3 名程度
教育班	教育部長	教育総務課長	3 名程度
消防団班	副団長	—	—

避難所開設要員

災害予測規模・地域に応じた
避難所の開設に必要な職員数
（2 名／避難所）

4. 事務分掌

水防警戒 本部会議	水防警戒本部の指揮・総括に関すること 水防警戒本部の設置・廃止に関すること 避難所（別紙1）の開設に関すること
--------------	---

5. 水防警戒本部の廃止

本部長は、本計画に基づく小郡市水防本部が設置されたとき、災害による危険が除去されたとき、又は、事態が終息したと認められるときは、市長の承認を得て警戒本部を廃止する。

第5節 小郡市水防本部の設置（災害警戒本部第2配備）

市長は、気象状況又は水位状況等により警戒本部では対処できない場合は、水防本部（以下、「水防本部」という。）を設置する。

市長は、水防本部設置後、直ちに三井消防署、小郡警察署及び陸上自衛隊小郡駐屯地に水防本部の設置を連絡しなければならない。

1. 配備基準

- (1) 降雨時、梅雨期及び台風接近時等に小郡市において大雨特別警報が発表されたとき、若しくはさらに甚大な被害が発生するおそれがあるときで、市長が特に必要と認めるとき。
- (2) 宝満川（端間）又は宝満川（下見橋）の水位が、氾濫注意水位を突破し、避難判断水位に達するおそれがあるときで、市長が特に必要と認めるとき。

2. 設置場所

水防本部は、経営政策部防災安全課防災係に置く。

3. 配備体制

水防本部は、小郡市地域防災計画に定める災害警戒本部（第2配備）の体制とする。この場合において、水防本部会議を置き、水防本部の本部長は市長、副本部長は副市長、教育長、消防団長とし、本部事務局は防災安全課長とする。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、消防団長
各対策班長	経営政策部長、環境経済部長、都市建設部長、市民福祉部長、子ども・健康部長、教育部長、

本部事務局	防災安全課長
-------	--------

【水防本部会議】

※事務分掌は水防警戒本部会議と同様とする。

【第二配備】配備要員数等は、班長の裁量で弾力的に運用

班 名	班 長	配備対象課長	配備要員数
本部対策班	経営政策部長（本部長）	防災安全課長（本部事務局）、 総務広報課長、財政課長、人事法制課長	30 名程度
環境経済班	環境経済部長	生活環境課長、農業振興課長	15 名程度
都市建設班	都市建設部長	都市整備課長、下水道課長、都市計画課長、 まちづくり推進課長	46 名程度
市民福祉班	市民福祉部長	福祉課長、長寿支援課長、 コミュニティ推進課長、市民課長、 人権・同和対策課長、国保年金課長	20 名程度
子ども・健康	子ども・健康部長	保育所・幼稚園課長、子ども育成課長	9 名程度
教育班	教育部長	教育総務課長、生涯学習課長	10 名程度
消防団班	副団長	—	—

避難所開設要員
災害予測規模・地域に応じた 避難所の開設に必要な職員数 (2 名／避難所)

第 6 節 避難所の開設

水防本部等は、住民の避難が必要であると認めるときは、全避難所(別紙 1)の中から開設する避難所を指定し、必要な要員を配備し、開設するものとする。なお、避難所の開設については「避難所設置・運営マニュアル」によるものとし、住民への高齢者等避難の発令については、「避難情報等の発令・伝達マニュアル」、「小郡市水害タイムライン」等によるものとする。

1. 開設基準

- (1) 大雨警報又は洪水警報が発表され、土砂災害、洪水、内水氾濫による被害発生のおそれがあるとき。
- (2) 台風接近時に小郡市が暴風域に入る可能性があり被害が発生するおそれがあるとき。
- (3) その他経営政策部長等が避難所の開設が必要と判断したとき。

2. 避難所体制

- (1) 各避難所の要員は2名以上とする。
- (2) 災害種別に応じて開設する避難所を指定する。

3. 事務分掌

- (1) 避難所を開設した際は、避難所の開設に係る情報を、防災行政無線による放送、区長等への連絡、広報車・ポンプ車での巡回広報、防災メール等の配信等により速やかに市民に伝達するものとする。
- (2) 避難所を開設した際は、速やかに施設管理者に連絡を行うものとする。
- (3) 避難所要員は、避難者及び避難所施設に係る情報を随時水防本部等に報告を行うとともに、避難所において被害が発生した場合は、速やかに必要な安全上の措置を行い、水防本部等に連絡するものとする。

4. 避難所の閉鎖

小郡市水防本部等は、災害による危険が除去されたとき、又は、事態が終息したと認められるときは避難所を閉鎖する。

4. 水防本部の所掌事務

本部対策班	○災害対策本部の設置・廃止に関する事。 ○災害救助法の適用に関する事。 ○災害応急対策の総合調整（各対策班への事務割当て等）に関する事。 ○気象情報及び被害状況の収集に関する事。 ○気象情報等に基づく、避難情報の発令・解除について本部長等の補佐に関する事。 ○県、防災会議及び関係機関・団体との連絡に関する事。 ○災害対策本部内における情報共有に関する事。 ○自衛隊の派遣要請、隣接等自治体及び協力機関への応援要請に関する事。 ○対策本部会議の開催に関する事。 ○対策本部の庶務に関する事。 ○水防団（消防団）の運用に関する事。 ○災害関係文書の浄書、受理及び発送に関する事。 ○各対策班への応援に係る職員の動員に関する事。 ○災害の応急費、災害対策本部等の予算措置及び出納に関する事。 ○市有財産の被害調査及び復旧対策に関する事。 ○災害応急対策用諸物資等の購入に関する事。 ○緊急輸送車両の借り上げ、運用等に関する事。 ○各種気象情報及び災害発生状況について住民への普及・広報に関する事。 ○災害状況の映像等各種記録、報道機関に対する広報に関する事。 ○復旧・復興に係る補助金等の県等との調整に関する事。 ○物資集配拠点の管理・運営に関する事。 ○救援物資等の避難所等への輸送に関する事。 ○他の機関等の受援・応援に係る連絡調整に関する事。 ○班内連絡調整に関する事及び他の対策班の所管に属さない事。 ○その他本部長が指示する事。
-------	---

環境経済班	○被災による市税の猶予及び減免に関する事。 ○罹災証明書の受付・発行等窓口業務に関する事。 ○農作物、営農施設の被害調査及び災害対策に関する事。 ○ため池の巡視及び水位の把握に関する事。 ○農地及び農業用施設の被害調査並びに災害対策に関する事。 ○家畜及び畜産施設等の被害調査並びに災害対策に関する事。 ○林業の被害調査及び災害対策に関する事。 ○病虫害の発生予防及び防疫に関する事。 ○工場、事業所、商工業者の被害調査及び災害対策に関する事。 ○処理施設(クリーンヒル宝満及び両筑苑等)の被害調査等に関する事。 ○処理運搬業者の被害調査に関する事。 ○災害時における給水に関する事(三井水道企業団との連絡調整)。 ○遺体の埋火葬、処理に関する事。 ○犬、猫、ペット等の対応・処理に関する事。 ○災害廃棄物(片づけごみ、避難所ごみ)の収集・運搬・処分にに関する事。 ○災害廃棄物発生量の推計に関する事。 ○仮置場の確保、設置、管理・運営に関する事。 ○損害家屋等の処分方法に関する事。 ○し尿の収集・運搬・処理に関する事。 ○仮設トイレ等の確保、設置、管理に関する事。 ○農業、事業者等の補助金等の申請受付、県等との調整に関する事。 ○住宅等建築物の被害調査に関する事。 ○被災に伴う所得・課税、固定資産税等の証明発行等に関する事。 ○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関する事。 ○班内連絡調整に関する事。 ○その他本部長が指示する事。
-------	---

都市建設班	○災害時の交通情報の収集及び交通規制に関すること。 ○道路障害物の除去に関すること。 ○河川等の巡視及び水位の把握に関すること。 ○土木関係業者等との連絡調整に関すること。 ○避難場所としての公園等の開放及び管理運営に関すること。 ○道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること。 ○河川、堤防の被害調査及び災害対策に関すること。 ○市営住宅の被害調査及び災害対策に関すること。 ○災害対策用土木機械、各種資材の調達に関すること。 ○応急仮設住宅の建設準備に係る県等との調整に関すること。 ○応急仮設住宅及び市営住宅の供与並びに建設に関すること。 ○応急仮設住宅の入居及び退去の申請に関すること。 ○応急仮設住宅入居者の相談に関すること。 ○下水道の施設管理に関すること。 ○関係機関に対する水防作業の指示等に関すること。 ○被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ○宅地の危険度判定に関すること。 ○応急危険度判定士、宅地危険度判定士の受入れに関すること。 ○被災住宅の応急修理の業務委託等に関すること。 ○倒壊建築物等の解体撤去に関する申請受付及び相談に関すること。 ○道路、橋、下水道等の補助金等の申請受付、県等との調整に関すること。 ○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関すること。 ○班内連絡調整に関すること。 ○その他本部長が指示すること。
-------	---

市民福祉班	○避難情報等の行政区長、民生委員・児童委員への情報提供に関する事。 ○コミュニティセンター及び自治公民館の被害調査、災害対策に関する事。 ○高齢者施設、障がい者施設、介護保険サービス事業所等の被害調査及び災害対策に関する事。 ○避難所の開設及び避難者数の把握等に関する事。 ○コミュニティセンター利用者の避難及び救護に関する事。 ○救助用食料及び物資器材の要求量調査に関する事。 ○救助用食料及び物資器材の配分、保管並びに出納に関する事。 ○被災者に対する生活保護等の適用及び災害弔慰金・見舞金等各種支援金の支給・貸付に関する事。 ○義援金の受付、保管及び配分に関する事。 ○避難行動要支援者の支援に関する事。 ○福祉避難所の開設、運営及び支援に関する事。 ○公民館等に自主避難場所を開設することについての協力に関する事。 ○ボランティアセンターの設置要請及び指導並びに連絡調整に関する事。 ○ボランティア全般の受入数及び活動内容の把握に関する事。 ○避難所及び福祉避難所でのボランティアの受入れ及びニーズに応じた割当てに関する事。 ○日本赤十字社等社会団体、民間団体等との連絡調整に関する事。 ○国民健康保険税の減免に関する事。 ○保険給付費の一部負担金減免に関する事。 ○後期高齢者医療保険料の減免に関する事。 ○後期高齢者医療保険給付費の一部負担金減免に関する事。 ○国民年金保険料の災害減免に関する事。 ○介護保険に関する窓口相談業務／災害特例介護サービス給付に関する事。 ○民間福祉避難所との連絡・調整に関する事。 ○被災高齢者の受入れ先確保及び移送の実施に関する事。 ○介護保険料の賦課及び徴収に関する事(災害減免)。 ○高齢者・障害者に配慮した仮設住宅等のニーズ把握に関する事。 ○避難行動要支援者(高齢者見守り支援台帳)安否確認、情報伝達、民生委員等との連携に関する事。 ○在宅生活支援サービス(配食・緊急通報等)に関する事。 ○避難行動要支援者に対する生活支援及び保健指導に関する事。 ○避難行動要支援者に対する養護老人ホーム入所措置の決定に関する事。 ○行旅死亡人等の火葬応援体制に関する事。 ○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関する事。 ○班内連絡調整に関する事。 ○その他本部長が指示する事。
-------	---

子ども・健康班	○市立保育所・幼稚園・学童の閉所（園）・開所（園）及び保育等の再開の判断に関すること。 ○保育所・幼稚園・児童福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ○乳幼児、園児、学童児の避難に関すること。 ○災害による負傷者の救護・応急対策に関すること。 ○救助用食料及び物資器材の要求量調査に関すること。 ○救助用食料及び物資器材の配分、保管並びに出納に関すること ○園児・学童児に対する被害状況の把握に関すること。 ○被災園児に対する保育及び保健管理に関すること。 ○避難者の保健管理に関すること。 ○応急・救護用医療品、衛生資材及び防疫薬品等の供給に関すること。 ○医療に係る関係団体等の増援に関すること。 ○伝染病の発生予防に関すること。 ○病虫害の発生予防及び防疫に関すること。 ○医療・健康に係る補助金等の申請受付・県等との調整に関すること。 ○市内・近隣医療機関の被災状況の確認、受入れ状況の確認に関すること。 ○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関すること。 ○班内連絡調整に関すること。 ○その他本部長が指示すること。
教育班	○教育関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○教育関係施設に避難場所を開設することについての協力に関すること。 ○児童、生徒に対する被害状況の把握に関すること。 ○被災児童、生徒に対する授業及び保健管理に関すること。 ○避難所でのボランティアの受入れ及びニーズに応じた割当てに関すること。 ○災害救助活動に応援する社会教育諸団体との連絡調整に関すること。 ○教育関係施設、社会教育関係施設に係る補助金等の申請受付・県等との調整に関すること。 ○仮設住宅に入居する児童・生徒の教育支援に関すること。 ○学校給食施設を使用した炊出しへの協力に関すること。 ○施設を含む市内文化財の被害調査・応急対応に関すること。 ○文化財の復旧・修復に係る補助金等の調整に関すること。 ○復旧・復興に係る埋蔵文化財の事前審査協議に関すること。 ○所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関すること。 ○班内連絡調整に関すること。 ○その他本部長が指示すること。

消防団班	○消防及び水防活動に関すること。 ○被災者の避難誘導、救出救護に関すること。 ○行方不明者の捜索に関すること。 ○災害等の巡視及び警戒に関すること。 ○避難情報等の伝達に関すること。
三井水道企業団	○水道等の被害調査及び災害対策に関すること。 ○災害時における水質検査に関すること。 ○災害時における給水に関すること。 ○災害時における給水装置の修理に関すること。
三井消防署	○災害情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。 ○被害の警戒及び防御に関すること。 ○被災者の救助、救急に関すること。 ○避難者の誘導に関すること ○その他災害対応に関すること。

5. 現地対策本部

本部長は、災害現場において水防本部の所掌事務の一部を行うための応急活動拠点を設置する必要がある場合は、現地対策本部を設置する。

- (1) 現地対策本部の責任者は、副本部長（副市長。副市長が不在の場合は市長が任命する者）とする。
- (2) 現地対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

6. 水防本部の廃止

本部長は、小郡市地域防災計画に定める災害対策本部が設置されたとき、災害による危険が除去されたとき、又は、事態が終息したと認められるときは、水防本部を廃止する。

第3章 水防活動

第1節 河川等の巡視及び報告

指定管理団体及び水防団等は、相互の密接な協力のもとに河川、堤防、水門、樋門等の巡視を実施し、水防活動の必要性等の把握に努め、異常等を発見した際は速やかに報告するものとする。

特に水防上警戒及び巡視を要する箇所は、災害危険箇所（別紙2）及び重要水防箇所（別紙3）とする。また、水防本部における各対策班の水防受け持ち区域は、別紙4のとおりとする。

第2節 水防警報等の発令

1. 水防警報の発令

国土交通大臣及び福岡県知事は、洪水等によって災害が起きるおそれがあるときは、法第16条第1項の規定により水防警報を発表し、水防の必要がある旨を警告する。なお、国土交通大臣及び福岡県知事が行う水防警報及び指定河川は、以下のとおりである。

2. 避難判断水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣及び福岡県知事は、法第13条第2項の規定により、各管理の河川水位が基準水位に到達した場合は、水位到達情報を通知するとともに関係住民への周知を図るものとする。なお、国土交通大臣及び福岡県知事が避難判断水位到達情報の通知及び周知を行う指定河川は、以下のとおりである。

○国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	河川事務所	対象量水標	水防団待機水位 氾濫注意水位 避難判断水位 氾濫危険水位	摘要
筑後川 幹 川	筑後川河川事務所	片ノ瀬	5.40 6.70 7.80 8.50	
		端間	2.40 3.60 4.00 4.65	宝満川

○水防警報対象量水標及び条件

対象量水標	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 解除	摘 要
筑後川 片ノ瀬	水防団待機水位（5.40m）に達し、氾濫注意水位（6.70m）に達すると思われるとき。	水防団待機水位（5.40m）に達し、氾濫注意水位（6.70m）を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位（6.70m）に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位（6.70m）以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき。	幹川 4 0 k 6 1 0
宝満川 端間	水防団待機水位（2.40m）に達し、氾濫注意水位（3.60m）に達すると思われるとき。	水防団待機水位（2.40m）に達し、氾濫注意水位（3.60m）を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位（3.60m）に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位（3.60m）以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき。	宝満川 7 K 9 3 0

○県知事が水防警報を行う河川

地方本部	河川名	区 間	観測所	水防団待機水位 氾濫注意水位 氾濫危険水位	関係水防管理 団体
那 珂	宝満川	県管理区間全区間	下見橋	2.30 2.68 3.29	筑紫野市、 筑前町（朝倉）、 小郡市（久留米）
久留米	大刀洗川	県管理区間全区間	西の宮橋	4.69 5.56 6.11	久留米市、 小郡市、 大刀洗町

○県知事が行う水防警報

種 類	発令基準
第一段階 待 機	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達すると思われるとき。
第二段階 準 備	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破すると思われるとき。
第三段階 出 動	氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあると思われるとき。
第四段階 警 戒	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第五段階 厳重警戒	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。
第六段階 解 除	氾濫注意水位以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき。

○水防警報の種類、内容及び発令基準

種 類	内 容	発令基準
第一段階 待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。
第二段階 準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。
第三段階 出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき。
第四段階 警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第五段階 嚴重警戒	出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。
第六段階 解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第 3 節 水防信号及び水防標識

1. 水防信号

法第 20 条の規定により、福岡県知事の定める水防信号は以下のとおりである。

種 類	説 明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一 信 号	氾濫注意水位に達したことを知らせる	○休止 ○休止 ○休止	(約 5 秒) (約 15 秒) (約 5 秒) (約 15 秒) (約 5 秒) ○—休止 ○—休止 ○—
第	水防団員及び消防		(約 5 秒) (約 6 秒) (約 5 秒)

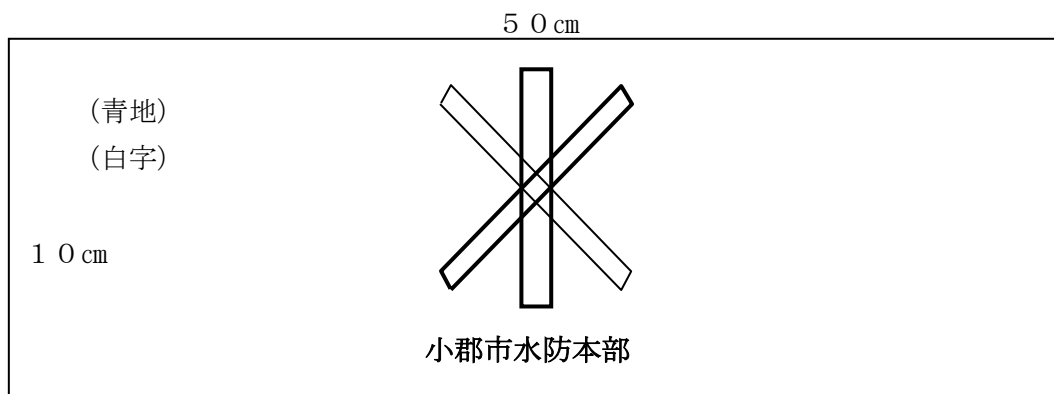
二 信 号	機関に属するもの 全員が出動するべ きことを知らせる	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	(約 6 秒) (約 5 秒) ○—休止 ○—休止 ○—
第 三 信 号	区域内に居住する ものが水防の応援 に出動すべきこと を知らせる	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	(約 1 0 秒) (約 5 秒) (約 1 0 秒) (約 5 秒) (約 1 0 秒) ○—休止 ○—休止 ○—
第 四 信 号	必要と認める区域 内の居住者に避難 すべきことを知ら せる	乱 打	(約 1 分) (約 5 秒) (約 1 分) ○— 休止 ○—

1. 信号は適宜時間継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
3. 危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

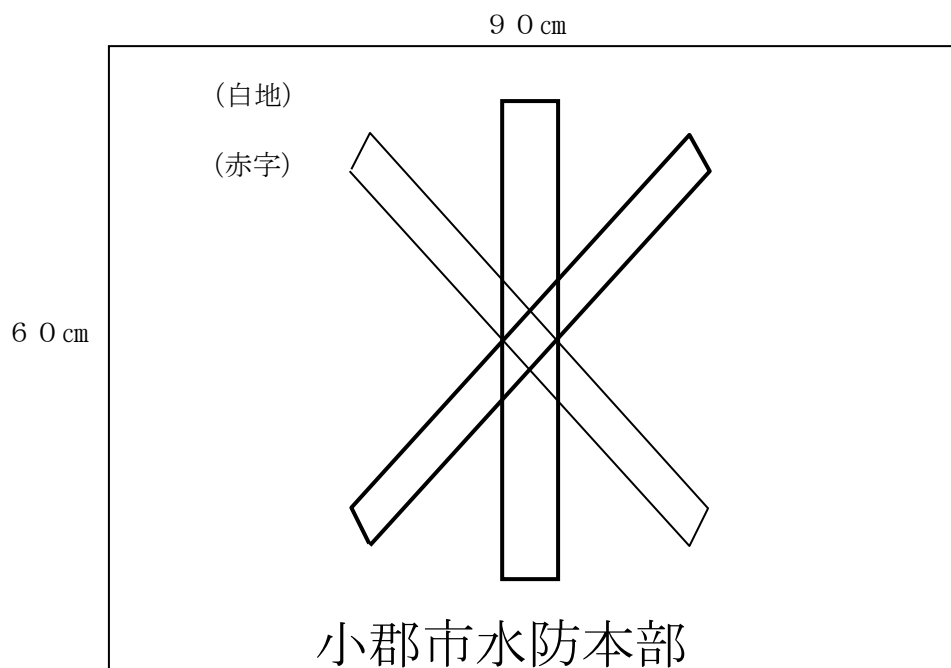
2. 水防標識

(1) 緊急通行標識

水防本部員が出動するときは、標識として腕章を付けるものとする。ただし、緊急の場合は職員の職員証をもって代えることができる。



(2) 優先通行車両標識



第4節 避難情報等の発令

指定管理団体の水防管理者は、洪水等によって災害が起きる可能性が高まり、住民による避難行動を開始しなければならないときは、その被害が発生する危険性の段階に応じて高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するものとする。なお、住民への避難情報等の発令については、「小郡市避難情報等の発令・伝達マニュアル」、「小郡市水害タイムライン」等によるものとする。

第5節 市内協力団体との連携

指定管理団体の水防管理者は、市内の各業種団体等と水防に関する基本的な事項について基本協定を締結し、水災時の水防活動における協力体制を確立するとともに、市内の各協定団体と連携を図りながら水防対策を実施していくものとする。

第6節 水位の確認及び雨量の通報

水防本部員は、ウェブ配信等される河川の水位等や雨量の確認を定期的に行い、河川状況等を把握するとともに、必要に応じて市民に対して情報提供するものとする。また、雨量観測員は、水災の恐れがある場合には、雨量の観測値、河川の状況、気象状況等を速やかに水防本部等に通報しなければならない。

1. 水位の基準等

○国土交通省直轄河川（水位）

（テレメーター等による観測）

河川名	観測所	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	堤防 設計	確認手段	連絡先
筑後川	片ノ瀬	5.4m	6.7m	7.8m	8.5m	12.82m	ウェブ配信	筑後川河川事務所 33-9131
宝満川	端 間	2.4m	3.6m	4.00m	4.65m	6.05m	ウェブ配信	

○県営河川（水位）

（テレメーター等による観測）

河川名	観測所	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	確認手段	連絡先
宝満川	下見橋	2.3m	2.68 m	2.93m	3.29 m	ウェブ配信	那珂県土整備 092-513-5561
宝珠川	原田橋	—	—	—	—	ウェブ配信	
大刀洗川	西の宮橋	4.69m	5.56m	5.78m	6.11m	ウェブ配信	久留米県土整備 0942-44-5222
築地川	中島橋	—	—	—	—	ウェブ配信	
草場川	久光橋	—	—	—	—	ウェブ配信	朝倉県土整備 0946-22-3910

2. 雨量の観測所及び通報

雨量観測所	雨量観測要領
小郡市役所	指定された雨量観測員による観測・報告
三井消防署	観測値の随時確認
横隈児童公園	ウェブ配信

(1) 雨量の通報

市の雨量観測員は、雨が降り始めてから 50 mm に達したときは、その時刻と降り始めた時刻を水防本部等及び関係機関等へ通報するものとし、その後は毎時の観測値を通報するものとする。

(2) 記録及び報告

市の雨量観測員は、雨量（午前 9 時～翌日午前 9 時）、最大時間雨量、連続雨量等について記録し、必要に応じ水防本部及び関係機関等に報告するものとする。

第 7 節 水防活動報告

水防本部員及び関係機関等は、水防活動の活動報告を求められた時、又は、その活動が終了した後 2 日以内に水防活動実施報告書（別紙 5）により報告しなければならない。

第 8 節 公共施設の被害状況報告

市内の公の施設の管理者は、水災により当該施設が被害を受けた場合は、事態終息を伴う本部等廃止後 7 日以内に被害状況及び復旧の目途等を財政課に報告しなければならない。また、財政課は各施設の管理者からの報告内容を集約し防災安全課に報告しなければならない。

第4章 水防資機材等

第1節 水防倉庫及び水防資機材

各水防倉庫における水防資機材の備蓄状況は別紙6のとおりとする。

第2節 水防資機材の調達

水災時の水防資機材の調達は、別紙7の災害時における物資供給の協力に関する協定を締結している水防資材取扱い業者において行うものとする。ただし、緊急を要する場合や特殊資材を調達する場合はこの限りでない。

第5章 水防訓練

第1節 水防訓練の実施

法第32条の2の規定に基づき、水防団の水防技術の習得・向上により、市の水防体制の充実強化を図るとともに、地域住民に対して水防意識の高揚を図ることを目的として、毎年水防訓練を実施するものとする。

【指定避難所一覧】

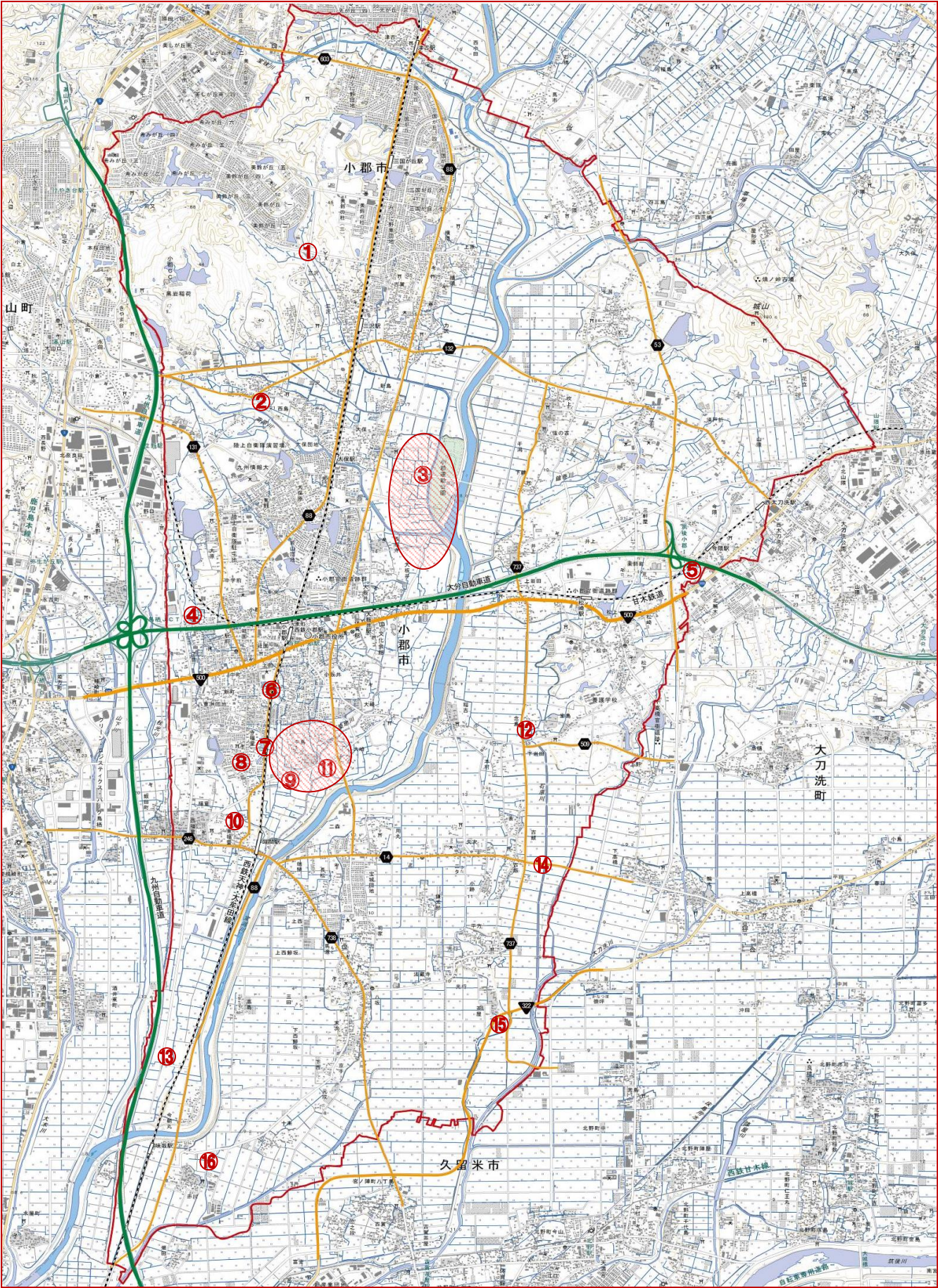
別紙1

指定避難所

No.	避難所等		住所	電話番号	収容人数	洪水	崖崩れ、土石 流及び地滑り	地震	内水氾濫	台風	※台風 (強風域)
1	のぞみが丘小学校	体育館	希みが丘5-2-17	75-7011	430	○	○	○	○	○	
2	三国中学校	体育館	美鈴が丘5-15-1	75-3820	530	○	○	○	○		
3	小郡高等学校	体育館	三沢5128-1	75-1211	720	○	○	○	○		
4	三国校区コミュニティセンター	和室(1階)	三沢4196-1	75-3392	130	○	○	○	○	○	○
5	三国小学校	体育館	力武1012	75-2312	430	○	○	○	○		
6	東野小学校	体育館	小郡2409-4	73-1780	390	○		○	○		
7	東野校区コミュニティセンター	和室(1階)	三沢83-1	75-7066	270	○		○	○	○	
8	大原小学校	体育館	大保1394	72-5500	390	○		○	○		
9	大原中学校	体育館	小郡772	72-2027	610	○		○	○	○	
10	小郡市生涯学習センター・文化会館	ホール・小ホール	大板井1180-1	72-2111(内線523)	720			○		○	
11	小郡小学校	体育館	小板井288	72-3044	480	○		○	○		
12	大崎市民館	和室(1階)	稲吉1338-8	72-9738	75	○		○	○	○	
13	小郡中学校	体育館	寺福藪668	72-1103	480	○		○	○		
14	小郡校区コミュニティセンター	和室(1階)	寺福藪859-51	72-2846	150	○		○	○	○	○
15	小郡市高齢者社会活動支援センター	和室(2階)	福藪688-1	73-1881	100			○		○	
16	立石校区コミュニティセンター	和室(1階)	干潟2056-1	73-2768	130			○		○	○
17	立石小学校	体育館	吹上988-2	72-2543	420	○		○	○		
18	立石中学校	体育館	吹上1045	72-2603	430	○		○	○		
19	三井高等学校	体育館	松崎650	72-2161	590	○		○	○		
20	下岩田市民館	和室(1階)	下岩田2108-3	72-8190	80	○		○	○	○	○
21	御原校区コミュニティセンター	和室(1階)	稲吉437-11	72-9038	130			○		○	
22	二ヶ集会所	和室(1階)	二ヶ1451	73-4393	60					○	
23	御原小学校	体育館・校舎(2階)	二ヶ316	72-2711	300	○		○	○		
24	宝城中学校	体育館・校舎(2階)	八坂26-1	72-2417	450	○		○	○	○	
25	味坂小学校	体育館・校舎(2階)	八坂456-1	72-2406	300	○		○	○		
26	味坂校区コミュニティセンター	和室(1階)	下西縫坂253-1	73-3858	130			○		○	○
27	小郡市総合保健福祉センター(福祉)	多目的ホール、交流プラザ	二森1167-1	72-6666	270			○			
28	大原校区コミュニティセンター	和室	大保1465-1	42-6710	160	○		○	○	○	○

災害危険箇所一覧

番号	名 称	所 在 地	被害予想	備考
①		三沢 3678-1 付近 (中村自動車の交差点周辺)	道路冠水	
②	県道本郷・基山停車場線	三沢 1117-2 付近	道路冠水	
③	小郡運動公園南西側一帯	大保 444 付近	道路冠水 田畑冠水	商工企業立地課へ 連絡(伊ノ小郡等) すばる保育園 こぐま学園
④		博運社から 野口集落までの農道	道路冠水	
⑤		山隈 2-1 付近	道路冠水	
⑥	県道久留米小郡線	稲吉 1372-1 付近 (草場整骨院付近)	道路冠水	大崎保育所
⑦	県道久留米小郡線	寺福童 409-1 付近	道路冠水	
⑧		寺福童 1011-1 付近 (ヒデ美容室周辺)	道路冠水	水路が溢れる
⑨	小郡・大崎 3208 号線	大崎 738-1 付近	道路冠水 床下・床上浸水 田畑冠水	長寿支援課へ連絡 近隣施設 めぐみ苑 0942-23-8838
⑩	県道久留米小郡線	寺福童 30-1 付近	道路冠水 床下・床上浸水 田畑冠水	
⑪	市道横隈・大崎 8 号線	大崎 312-5 付近 (七夕神社西交差点周辺)	道路冠水 床下・床上浸水 田畑冠水	
⑫	県道吹上・北野線	下岩田交差点 北 200m 付近	道路冠水 田畑冠水	
⑬	市道東福童線	福童 1797-4 付近	道路冠水 田畑冠水	
⑭	鳥栖朝倉線	古飯東交差点東側	道路冠水 田畑冠水	御原保育所
⑮	県道吹上北野線	平方陸橋南側	道路冠水 田畑冠水	
⑯		赤川 1257 付近 (肥山酒店周辺)	道路冠水	



重要水防箇所

区分	河川・ ため池名	左右 岸	延長 貯水量	位 置		種 類
ラン ク B	宝満川(国)	右岸	600m	福童	新端間橋下流	堤体漏水 B、基礎地盤漏水 B
	宝満川(国)	右岸	800m	福童	新端間橋下流	堤体漏水 B
防 災 重 点 農 業 用 た め 池	松ヶ浦(上)堤	—	6,800 m ³	津古		
	松ヶ浦(下)堤	—	7,800 m ³	津古		
	渕田堤	—	36,300 m ³	津古		
	影堤	—	42,000 m ³	津古		
	光田堤	—	17,100 m ³	三国が丘		
	井の浦堤	—	39,000 m ³	三国が丘		
	伊勢浦堤	—	100,000 m ³	三沢		
	山路堤	—	4,900 m ³	三沢		
	立石堤	—	26,000 m ³	三沢		
	本堤	—	43,100 m ³	三沢		
	新堤	—	36,200 m ³	三沢		
	向山堤	—	43,000 m ³	大保		
	境石堤	—	17,300 m ³	乙隈		
	且田ヶ浦堤	—	49,000 m ³	干潟		
	西下堤	—	7,800 m ³	山隈		
	西上堤	—	6,400 m ³	山隈		
	城山(上)堤	—	17,900 m ³	山隈		
	赤土堤	—	20,600 m ³	井上		
	弥八郎堤	—	6,500 m ³	山隈		
	組坂堤	—	15,200 m ³	下岩田		
	大板井(上)堤	—	8,800 m ³	大板井		
	大板井(下)堤	—	47,000 m ³	大板井		
	若山堤	—	53,500 m ³	小郡		
	野口(小)堤	—	6,100 m ³	小郡		
	野口(上)堤	—	77,100 m ³	小郡		
	野口(中)堤	—	16,000 m ³	小郡		
	野口(下)堤	—	9,200 m ³	小郡		
	山添堤	—	12,700 m ³	寺福童		
	柿添堤	—	12,600 m ³	寺福童		
	内畑堤	—	4,200 m ³	寺福童		

水防班員の水防受け持ち区域

担当班	責 任 者	受 持 区 域
都市建設班	都市建設部長	中小河川、 下水道等（雨水・汚水）関連施設
環境経済班	環境経済部長	農業用ため池、井堰、排水路 生活環境関連
市民福祉班	市民福祉部長	避難行動要支援者関連施設、避難所施設
子ども・健康班	子ども・健康部長	保育所・幼稚園関連施設
教育班	教育部長	教育関係施設
消防団班	消防団副団長	宝満川
第 1 分団	第 1 分団長	〃 大板井橋下流右岸 ～端間橋下流右岸
第 2 分団	第 2 分団長	〃 〃 上流右岸
第 3 分団	第 3 分団長	〃 〃 〃 左岸
第 4 分団	第 4 分団長	〃 〃 ～端間橋間左岸
第 5 分団	第 5 分団長	〃 端間橋下流左岸
第 6 分団	第 6 分団長	〃 大板井橋上流右岸
第 7 分団	第 7 分団長	〃 〃
第 8 分団	第 8 分団長	〃 〃

水防活動実施報告書

第 _____ 報

報告時間	月 日 時 分
対策班名	

災害の概要	※発生場所・発生日時・状況等								
	死傷者	死 者	人	負傷者	人	不 明	人	計	人
被害の状況	住 家	全壊棟	棟	半壊棟	棟	一部損壊	棟	床上浸水	棟
	※その他特記事項								
災害・被害の対応状況	※上記災害・被害に対する対応・対策等								
避難所の状況	※避難所の避難世帯数・避難人員や状況等								
その他報告									

水防資機材等の備蓄状況

(R5年4月現在)

	力 武	大板井	端 間	団倉庫	合 計
土のう袋	3,071	3,080	7,200	100	14,651
スコップ	41	35	40	8	116
かけや	13	12	9		34
ハンマー	9	10	9		30
ツルハシ	0	5	5		10
鋸	2	2	9		13
竹きり鋸	2	2	2		6
草刈鎌	10	9	4		23
ナタ	4	5	6		15
斧	2	2	2		6
バール	4	2	2		8
ペンチ	6	4	5		15
ロープ (トラ 100m)	6	6	6	2	20
木杭	450	50	40		540
鉄杭			1	35	36
針金	2	3	3	3	11
縄玉	9	3	0		12
一輪車	2	3	4		9
ビニールシート	20	16	93	5	134
むしろ	0	0	0		0
カラーコーン				30	30
カラーバー				30	30
防災ボート (FRP製)	1	1	1		3
船検用品セット	1	1	1		3
排水ポンプ	1	1	1		3

市役所（水防本部） 防災倉庫

資 機 材	保有数
資機材保管庫	1
ハンドメガホン	14
懐中電灯	10
ヘルメット	124
緊急破壊工具（斧）	10
バール	9
のこぎり	9
ボルトクリッパー	10
トラロープ	7
災害用救急箱	3
伸縮脚付 はしご兼用脚立	1
防水シート	5
発電機	5
ガソリン携行缶	6
防災用投光器	10

資 機 材	保有数
作業灯	1
コードリール	10
車椅子	1
リヤカー	1
担架	1
ウォシャブルタンク	5
救助資機材セット	3
大型救急箱	1
毛布	20
七タロール （6ロール×8個）	1
おりひめティッシュ （5箱×10個）	1
簡易トイレ（グリーントイレ）	225
防塵マスク	62
防護ゴーグル	1

災害時における物資供給の協力に関する協定の締結先

事業者名	所在地名	連絡先	備 考
三井・小郡地区防災協会	小郡市	72-5101	
イオン九州(株)	福岡市	41-7100	小郡支店
NPO コメリ 災害対策センター	新潟市	025-371-4185	九州物流センター (大牟田市)
株式会社ナガワ	東京都	092-717-2666	福岡営業所
みい農業協同組合	小郡市	72-2141	
株式会社アクティオ	福岡市	82-7633	鳥栖営業所
株式会社ゼンリン	福岡市	092-281-7177	九州第一エリア統括 部
株式会社グッデイ	福岡市	092-691-5633	
株式会社イデックスリテー ル福岡	福岡市	092-291-4008	セルフ小郡中央 S S
レンゴー株式会社	鳥栖市	83-3155	鳥栖工場
株式会社ナフコ	北九州市	093-521-5155	
太陽建機レンタル株式会社	静岡県	0942-87-3141	鳥栖支店
日立建機日本株式会社	糟屋郡 新宮町	092-962-5191	九州支社

資 料

(1－1) 水害時の水防対策に関する基本協定書

【小郡市環境保全協議会】

(1－2) 土砂集積場等一覧

(1－3) 水防連絡系統図

(2－1) 水害時の水防対策に関する基本協定書

【(一社)小郡市建設業協会、(有)田中商会】

(2－2) 土砂集積場等一覧

(2－3) 水防連絡系統図

(3) 小郡市区長会名簿

(4) 自主防災組織代表者名簿

(5) 水門樋門等の管理

(6) ため池管理者一覧表

水災時の水防対策に関する基本協定書

小郡市（以下「甲」という。）及び小郡市環境保全協議会（以下「乙」という。）は、水防法第 32 条に定める小郡市水防計画に基づき、水災時の水防対策に関する基本的な事項について次のとおり基本協定書を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、市民の生命、身体及び財産を水災から保護するため、水防対策における甲乙の協力体制を確立し、連携を図りながら、迅速かつ的確に水防活動を行うことを目的とする。

（水防活動の範囲）

第 2 条 本協定における水防活動の範囲は次のとおりとする。

- （1）公共施設の機能回復、被害の拡大防止及び人命救助等として実施するもののうち、緊急に対処を要する場合において実施する活動とする。
- （2）被害を未然に防止する予防措置は含まないものとする。

（定期報告）

第 3 条 乙は、土砂集積場、水防対策に係る連絡系統図、水防人員及び資材配置表（以下「報告書」という。）を毎年 4 月に甲に提出しなければならない。

- 2 乙は報告書の内容に変更があった場合は、変更後の報告書を速やかに甲に提出するものとする。

（事前準備）

第 4 条 乙は、水災時における円滑な水防活動の実施のため、小郡市水防計画及び本協定の趣旨目的を全構成員に十分に周知徹底しなければならない。

- 2 甲は、大雨又は台風の接近など、水防対策を要請する可能性が高い場合は、事前に乙に連絡するものとする。

（水防活動の実施）

第 5 条 乙は、甲の要請により、水防対策に係る体制を確立し、甲の設置する水防本部と 24 時間体制で相互の連絡体制を確保し、必要な水防活動を実施するものとする。

- 2 乙は、速やかに乙の構成員相互の連絡体制を確保するものとする。
- 3 乙は、甲の指示に基づき、構成員の事業所等での待機、被災現場への派遣及び被災現場

における水防活動等を実施するものとする。

4 乙は、甲の要請により、水防対策に必要な資機材の確保に努めるものとする。

(経費)

第6条 前条に規定する水防活動に要した経費については、甲が負担するものとする。ただし、乙が提供する防災用資材（土砂）に要する経費は除くものとする。

2 前項に規定する経費は、水防活動が終了した後、乙が甲に対して請求するものとする。

3 私有財産の管理、復旧等に要した費用については、その所有者が負担するものとする。

(適用)

第7条 本協定は締結の日から適用するものとする。ただし、第6条第2項の規定は、甲が必要な予算措置を行ったときから適用するものとする。

(協議)

第8条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、甲乙の協議によるものとする。

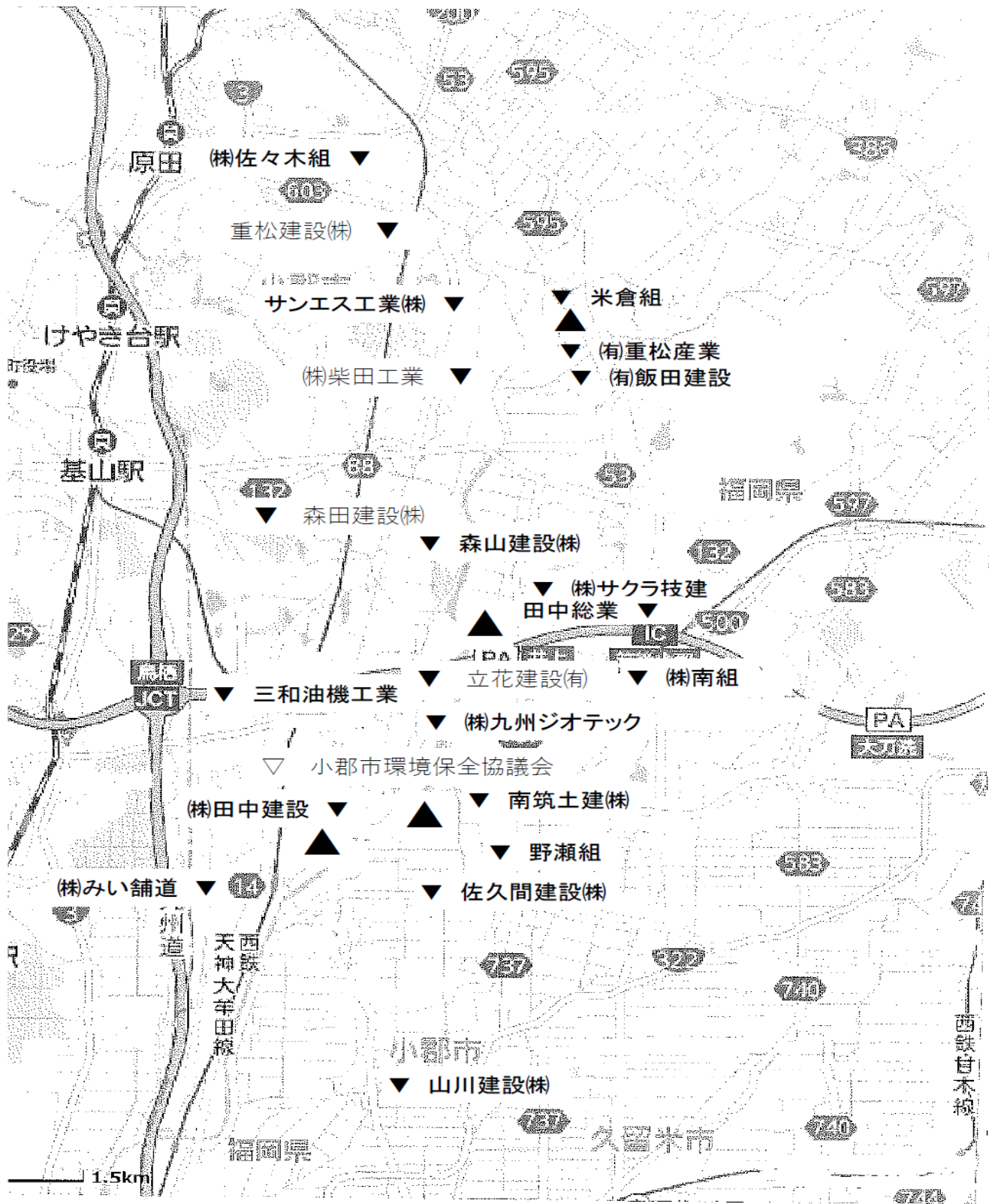
上記のとおり、締結したことを証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 4月 1日

甲 小郡市小郡255番地1
小郡市
小郡市長 平 安 正 知

乙 小郡市力武993番地1
小郡市環境保全協議会
会 長 柴 田 裕 司

小郡市環境保全協議会 土砂集積所一覧



小郡市環境保全協議会水防連絡系統図【一部省略】

小郡市水防本部 Tel. 72-2111
小郡市環境保全協議会 会長 柴田 裕司 株式会社 柴田工業内 Tel.75-3205 fax75-7674

副会長 五反 一成 株式会社 みい舗道内 Tel.72-6525
副会長 田竈 利公 (有)田竈誠農園内 Tel.72-3550

1 班	2 班	3 班	4 班
三国地区 班長 森田建設(株) 森田 憲一 72-3267	小郡地区 班長 (株)田中建設 田中正孝 72-3457	立石地区 班長 (株)佐々木組 佐々木 善朗 75-2307	御原味坂地区 班長 佐久間建設(株) 佐久間 正純 72-3036
作業員28人 (株)柴田工業 75-3205	作業員32人 (株)みい舗道 72-6525	作業員32人 飯田建設(株) 73-2289	作業員28人 南筑士建(株) 73-1175
重松建設(株) 75-5012	立花建設(有) 73-4141	(株)南組 72-0111	山川建設(株) 73-0938
森山建設(株) 75-6214	嘉賀建設(株) 72-3711	米倉組 72-1514	(株)末次建築 72-6545
板並建設(株) 72-2328	(株)松尾硝子 72-4532	大石建設(株)小郡営業所 72-8772	トキヤ興産(株) 73-3132
(株)永利建設 72-3724	西山建築 72-5386	(株)ミリオンテック 72-0400	木村工務所 72-7079
サンエス工業(株) 75-7281	(株)大島組小郡営業所 73-0690	(株)サクラ技建 73-1389	野瀬組 73-1592
	三和油機工業(株) 72-0095	(有)重松産業 72-0043	(株)九州ジョテック 72-7082
		田中総業 48-3078	

1 班	2 班	3 班	4 班
三国地区 班長 (有)伴緑翠園 伴 秀次郎 75-2920	小郡地区 班長 妙華園 志賀 雄一 72-2700	立石地区 班長 枕島植木 枕島 祐紀 72-2638	御原味坂地区 班長 佐藤造園 佐藤 天章 73-5755
作業員20人 権藤緑秀園 72-2546	作業員20人 立山植物園 72-3565	作業員20人 田竈千樹園 72-4019	作業員20人 緑地建設庭真 72-6713
重松万生園 72-2665	池内園芸 72-4513	(有)山田園芸場 72-4200	原園芸場 77-0366
(有)田竈誠農園 72-3550	久光農園 72-3756	田中常緑園 72-2623	黒岩演芸場 77-1243
松本園芸場 72-3659	(有)稲塚庭園 75-0637	今村長樹園 72-2627	樋口園芸 77-1077
執行功寿園 75-4496		(有)山崎瑞松園 72-2624	
(株)彩園 75-6200			

水災時の水防対策に関する基本協定書

小郡市（以下「甲」という。）及び一般社団法人小郡市建設業協会、有限会社田中商会（以下「乙」という。）は、水防法第 33 条に定める小郡市水防計画に基づき、水災時の水防対策に関する基本的な事項について次のとおり基本協定書を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、市民の生命、身体及び財産を水災から保護するため、水防対策における甲乙の協力体制を確立し、連携を図りながら、迅速かつ的確に水防活動を行うことを目的とする。

（水防活動の範囲）

第 2 条 本協定における水防活動の範囲は次のとおりとする。

- （１）公共施設の機能回復、被害の拡大防止及び人命救助等として実施するもののうち、緊急に対処を要する場合において実施する活動とする。
- （２）被害を未然に防止する予防措置は含まないものとする。

（定期報告）

第 3 条 乙は、土砂集積場、水防対策に係る連絡系統図、水防人員及び資材配置表（以下「報告書」という。）を毎年 4 月に甲に提出しなければならない。

- 2 乙は報告書の内容に変更があった場合は、変更後の報告書を速やかに甲に提出するものとする。

（事前準備）

第 4 条 乙は、水災時における円滑な水防活動の実施のため、小郡市水防計画及び本協定の趣旨目的を全構成員に十分に周知徹底しなければならない。

- 2 甲は、大雨又は台風の接近など、水防対策を要請する可能性が高い場合は、事前に乙に連絡するものとする。

（水防活動の実施）

第 5 条 乙は、甲の要請により、水防対策に係る体制を確立し、甲の設置する水防本部と 24 時間体制で相互の連絡体制を確保し、必要な水防活動を実施するものとする。

- 2 乙は、速やかに乙の構成員相互の連絡体制を確保するものとする。
- 3 乙は、甲の指示に基づき、構成員の事業所等での待機、被災現場への派遣及び被災現場

における水防活動等を実施するものとする。

4 乙は、甲の要請により、水防対策に必要な資機材の確保に努めるものとする。

(経費)

第6条 前条に規定する水防活動に要した経費については、甲が負担するものとする。ただし、乙が提供する防災用資材（土砂）に要する経費は除くものとする。

2 前項に規定する経費は、水防活動が終了した後、乙が甲に対して請求するものとする。

3 私有財産の管理、復旧等に要した費用については、その所有者が負担するものとする。

(適用)

第7条 本協定は締結の日から適用するものとする。ただし、第6条第2項の規定は、甲が必要な予算措置を行ったときから適用するものとする。

(協議)

第8条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、締結したことを証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年10月28日

甲 小郡市小郡255番地1
小郡市
小郡市長 平 安 正 知

乙 小郡市三沢4159-17-202
一般社団法人 小郡市建設業協会
代表理事 福 田 末 春

小郡市三沢1230-2
有限会社 田中商会
代表取締役 田 中 和 浩

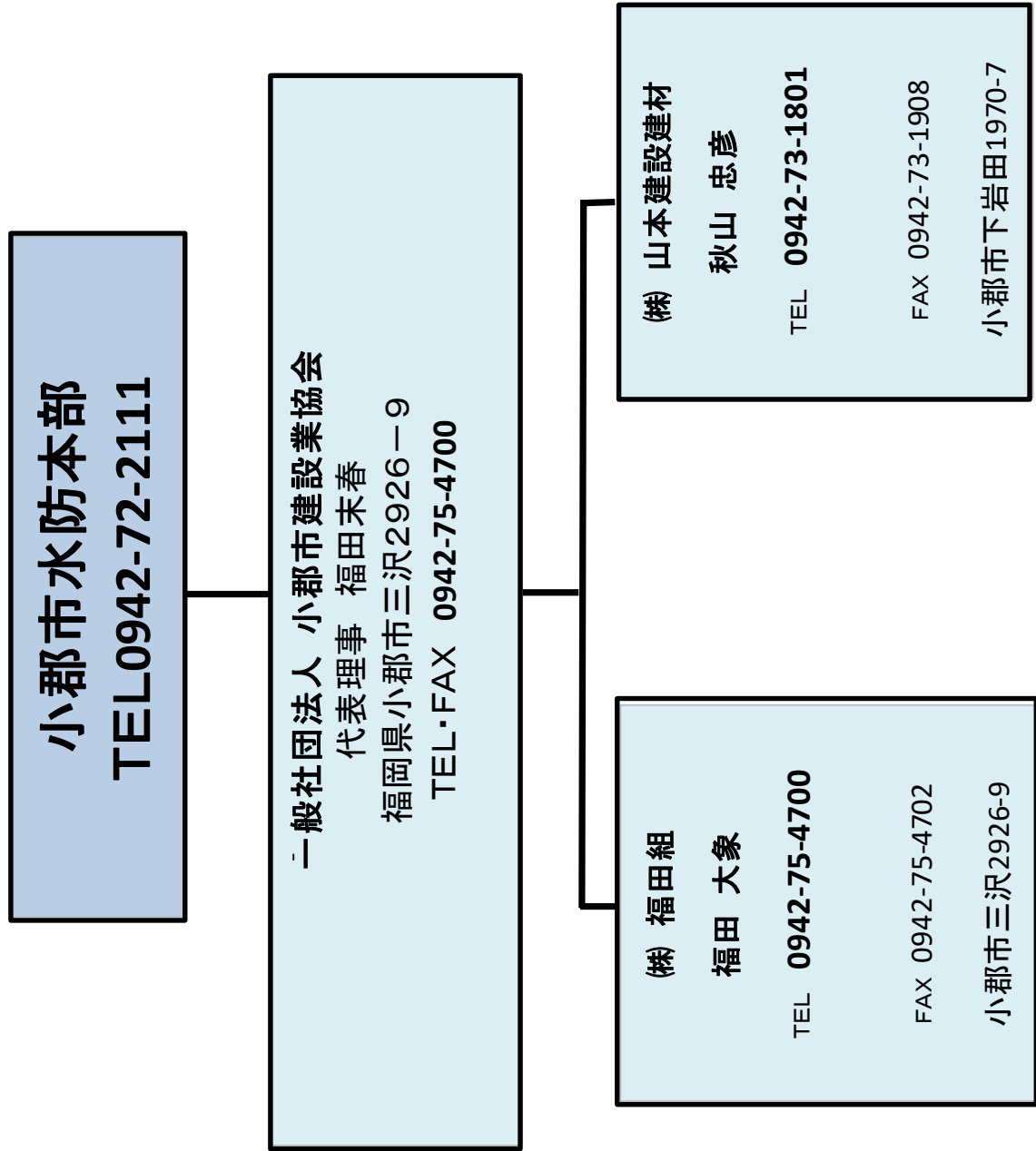
(一社)小郡市建設業協会

土砂集積場等 位置図



【一部省略】連絡系統図 建設業協会小郡市(一社)

令和5年4月1日



令和 5 年度 小郡市区長名簿(省略)

令和 5 年度 小都市自主防災組織名簿(省略)

水門樋門等の管理【一部省略】

水門樋門等の管理

(筑後川河川事務所水閘門等操作委託による)

名 称	操作員名 電話番号	代理人名 電話番号
今朝丸水門		
今朝丸排水樋管		
上西排水樋管		
赤川排水樋管		

令和5年度 た め 池 管 理 者 一 覧 表 【一部省略】

No. 1

番号	た め 池 名	所 在 地	管 理 主 体	管 理 代 表 者	連 絡 先
1	マツガウラカミツツミ 松ヶ浦（上）堤	津古字牟田	津古区	津古区長	
2	マツガウラシモツツミ 松ヶ浦（下）堤	津古字牟田	津古区	津古区長	
3	マツガウラショウツツミ 松ヶ浦（小）堤	津古字牟田	津古区	津古区長	
4	フチダツツミ 淵田堤	津古字淵田	津古区	津古区長	
5	オオバヤシツツミ 大林堤	津古字淵田	津古区	津古区長	
6	カゲツツミ 影堤	津古字影堤	津古区	津古区長	

令和5年度 た め 池 管 理 者 一 覧 表 【一部省略】

No. 2

番号	た め 池 名	所 在 地	管 理 主 体	管 理 代 表 者	連 絡 先
7	ショウブザカツツミ 勝負坂堤	希みが丘四丁目	三沢区	三沢区長	
8	ヤマミチツツミ 山道堤	希みが丘一丁目	三沢区	三沢区長	
9	ナカツツミ 中堤	希みが丘一丁目	三沢区	三沢区長	
10	ジョウダマチツツミ 上田町堤	三沢字上田町	三沢区	三沢区長	
11	イチノクチツツミ 一の口堤	美鈴が丘五丁目	三沢区	三沢区長	
12	モウタルツツミ 馬渡堤	三沢字馬渡	三沢区	三沢区長	
13	フツガウラツツミ 蓬ヶ浦堤	三沢字京蓮が浦	古賀区	古賀区長	
14	ヒカリダツツミ 光田堤	三国が丘一丁目	古賀区	古賀区長	
15	イノウラツツミ 井の浦堤	三国が丘五丁目	横隈区	横隈区長	
16	マエツツミ 前堤	横隈字十三塚	横隈区	横隈区長	
17	オロシハタツツミ 卸機堤	三沢字卸機	(基山町小倉) 西島区	西島区長	
18	イセウラツツミ 伊勢浦堤	三沢字伊勢浦	西島区	西島区長	
19	ヤマジツツミ 山路堤	三沢字山路	西島区	西島区長	
20	タテイシツツミ 立石堤	三沢字立石	西島区	西島区長	
21	ホンツツミ 本堤	三沢字立石	西島区	西島区長	
22	ネコタニツツミ 猫谷堤	三沢字立石	西島区	西島区長	

令和5年度 た め 池 管 理 者 一 覧 表 【一部省略】

No. 3

番号	た め 池 名	所 在 地	管 理 主 体	管 理 代 表 者	連 絡 先
23	ムタツツミ 牟田堤	三沢字立石	西島区	西島区長	
24	シンツツミ 新堤	三沢字立石	西島区	西島区長	
25	ショウバルツツミ 正原堤	三沢字正原	西島区	西島区長	
26	ムカエツツミ 向堤	三沢字迎畑	西島区	西島区長	
27	ムカエヤマツツミ 向山堤	大保字向山	大保区	大保区長	
28	サカイシツツミ 境石堤	乙隈字境石	乙隈区	乙隈区長	
29	フナゾコツツミ 舟底堤	干潟字舟底	干潟区	干潟区長	
30	イズミツツミ 泉堤	干潟字泉	干潟区	干潟区長	
31	カッタガウラツツミ 且田ヶ浦堤	干潟字且田ヶ浦	干潟区	干潟区長	
32	カンダガウラツツミ 勘田ヶ浦堤	干潟字勘田ヶ浦	干潟区	干潟区長	
33	スドオリツツミ 須戸折堤	干潟字須戸折田	干潟区	干潟区長	
34	ニシカミツツミ 西上堤	山隈字城山	花立区	花立区長	
35	ニシシモツツミ 西下堤	山隈字花立	花立区	花立区長	
36	シロヤマカミツツミ 城山（上）堤	山隈字城山	花立区	花立区長	
37	シロヤマショウツツミ 城山（小）堤	山隈字城山	花立区	花立区長	

令和5年度 た め 池 管 理 者 一 覧 表 【一部省略】

No. 4

番号	た め 池 名	所 在 地	管 理 主 体	管 理 代 表 者	連 絡 先
38	マルヤマツツミ 丸山堤	山隈字丸山	花立区	花立区長	
39	アカツチツツミ 赤土堤	井上字赤土山	井上区	井上区長	
40	ナガラツツミ 長浦堤	井上字赤土山	井上区	井上区長	
41	シロチカツツミ 城近堤	井上字飛嶋	井上区	井上区長	
42	ヤハチロウツツミ 弥八郎堤	山隈字柳	今隈区	今隈区長	
43	オオゾエツツミ 大添堤	上岩田字西大添	上岩田区	上岩田区長	
44	ナガラツツミ 長浦堤	下岩田字山長浦	下岩田区	下岩田区長	
45	クミサカツツミ 組坂堤	下岩田字組坂	下岩田区	下岩田区長	
46	オイタイカミツツミ 大板井（上）堤	大板井字堤下	大板井区	大板井1区長	
47	オイタイシモツツミ 大板井（下）堤	大板井字堤下	大板井区	大板井1区長	
48	ワカヤマツツミ 若山堤	小郡字若山	小郡市	都市整備課 河川治水	72-2111
49	ノグチショウツツミ 野口（小）堤	小郡字野口	小郡水利組合	組合長	
50	ノグチウエツツミ 野口（上）堤	小郡字野口	小郡水利組合	組合長	
51	ノグチナカツツミ 野口（中）堤	小郡字下牟田	小郡水利組合	組合長	
52	ノグチシモツツミ 野口（下）堤	小郡字陣塚	小郡水利組合	組合長	

令和5年度 た め 池 管 理 者 一 覧 表 【一部省略】

No. 5

番号	た め 池 名	所 在 地	管 理 主 体	管 理 代 表 者	連 絡 先
53	ヤマゾエツツミ 山添堤	寺福童字山添	寺福童水利組合	組合長	
54	カキゾエツツミ 柿添堤	寺福童字垣添	寺福童水利組合	組合長	
55	ウチハタツツミ 内畑堤	寺福童字摺ヶ元	寺福童水利組合	組合長	

用水関係一覧表【一部省略】

番号	用 水 名	管 理 主 体	管 理 代 表 者		連 絡 先
1	東 溝 津古用水 西 溝	小郡土地改良区	部会長 副部会長		
2	大板井用水	小郡土地改良区	部会長 副部会長		
3	稲吉用水	小郡土地改良区	部会長 副部会長		
4	小郡用水	小郡水利組合	組合長		
5	赤川用水	赤川水利組合	用水組合長		